

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第七項の規定により、広島県知事の選挙における候補者等から申込みがあったときに、手話通訳を付して政見を録画するものとされる放送事業者を次のように定めた。

平成二十五年八月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

日本放送協会広島放送局

株式会社中国放送

株式会社テレビ新広島

株式会社広島ホームテレビ

広島テレビ放送株式会社